

第 6 回 北広島市行財政構造改革委員会会議録

と き 平成 16 年 2 月 18 日 (水) 14:00 ~

ところ 北広島市役所 本庁舎 2 階会議室

出席者：横山委員長、小山委員、谷本委員、佐藤委員 《欠席者 安田委員》

説明者：下村企画財政部長、三上企画財政部理事、

政策評価推進チーム：高橋班長（企画調整課長） 浜田主査、徳村主査

市民参加・協働推進チーム：木村班長（まちづくり推進課長）

桜井主査、折原主査

財政健全化推進チーム：佐藤班長（介護保険課長）

補助金・交付金検討部会：佐藤班長兼務、八町主査

受益と負担検討部会：川幡部会長（市民課長） 田中主査

民間活用（PFI）・コスト縮減検討部会：児玉部会長（都市整備課長）

行政運営システムの改革推進チーム：三熊班長（総務課長）

行政の守備範囲・民間機能活用検討部会：石井部会長（下水道課長）

村上主査

行政サービス向上方策・人材育成手法検討部会：道塚主査

事務局：中村主査、花田主査

傍聴者 1 名

〔事務局からの報告事項 平成 16 年度予算案の概要説明は省略〕

委員長

どうもありがとうございました。北広島市の平成 16 年度の予算案の概要についてお話をいただいたんですが、ご質問ありましたら出していただければと思います。

委員

一つ単純な質問なんですが、今、市債のところで借換債 9 億 5,000 万円を含むと書いてありますが、これは平成 16 年度予算に含むということで、平成 15 年度予算にもそのような数字がありますか。それとも、それは除いたんですか。

事務局

実は、平成 7 年と平成 8 年に国が減税をした時に、その財源を補う減税補填債を 9 億

5,000万円発行しまして、10年後に満期一括償還という形になりました。ちょうどその10年後が平成16年ですから、利息は払っていましたが、元金の返済は行っておりませんでした。

委員

分かりました。これは個別の話になるんですが、4ページ8番の貸付金1億2,000万円とは何ですか。

事務局

これは、中小企業特別融資事業の原資の預託金であります。

委員

あと、民生費の医療費や介護や福祉の費用というか、歳出の伸びはどのように算定されているんですか。かなり正確に出てくるものなんですか。高齢化の影響は、はっきり分かるんですけれども。

事務局

実態的に見ると、正確には推定できないですから、最終的には年度途中で補正をすることもあります。医療全体がそうなんですけれども、例えば国民健康保険で言うと、その年にインフルエンザが大流行したかしないかで、何千万円、何億円と数値が変わるということがあります。また、老人保健で言いますと、先ほど言いましたけれども、被保険者が年々増えているということがそうなんです。高度医療を集中的に行われれば、何千万円単位の数値で大きく変わるということになりますので、大枠での薬価基準の見直しとか診療報酬の引き下げなどを見込んでやるんですけれども、なかなかシビアにはいかないということです。

委員

最後のページの調整交付金というのは何でしょうか。

事務局

調整交付金というのは、防衛庁の補助金的一种でございます。

事務局

端的に言いますと、防衛庁の基地が周辺にある時に迷惑料として充てられるものです。ただ、何でも充てられるものではなく、事業に充てるということになっています。

委員

最後のところの行財政改革関連で、強制的にやらないで各部局の自主性に任せてやった結果、2億円ぐらい減額できたということですよ。これは一般財源ですか。

事務局

ちょっとこれは専門的なんですけれども、財政課が査定をすることには一定の限界が出ますから、平成15年度から枠配分方式で行い、庁内分権と言いますか、一番その事情に詳しい原局で行っている部分で、去年は一般財源から10%削減したんです。これまでもずっと削減されてきているものですから、今年は平均すると5%ぐらいで部局によって率は変わっています。それは一般財源のベースで配当しますので、一般財源で2億円の縮減が可能になったということです。当然その中では、ビルドする部分が出てきます。でも、総体的には減額となっていますから、それ以上に見直しを行わないとできないということ、管理的な経費についてはほとんど引き下がっているのが現状だと思います。

委員長

あとどうでしょうか。

委員

素朴な質問なんですけれども2点あります。1つはやはり、民生費を中心に特別会計のほとんどが繰り入れているということです。これは国の制度が悪いだけけれども、つまり医療とか介護とかどんどん泥沼にはまっていくと。介護保険もどんどん保険料を引き上げられて、それを何とか防止するために繰り入れていく。医療にも同じ事が言えます。それと国の制度が悪いので、泥沼にどんどん繰り入れていき、泥沼にはまっていくことに対して、見通しというか、その辺をどのように考えているのかということと、もう一つはやはり公共的に今までもらったのが、一般財源化で所得税が減ってきてしまって結局プラスマイナスだとマイナスの形であると。その辺に対してどう思っているのか。つまり、繰入金が増加していくことによる懸念と一般財源化に伴う損失があるかという2点です。

事務局

国民健康保険、介護、老人という部分については、地方で論ずることができるというレベルではないでしょうけれども、まさにナショナルミニマムの典型を国と地方でやっている中では、これからの国のレベルでしょうけれども、高齢化してくるという現状から考えると大変なのかなとは思っています。ただ、今のところ北広島市の国民健康保険は巨額な累積赤字までは行っていません。実は約1億円ぐらいの赤字は内在しておりますけれども、それほど大きくはなっていない現状がございますから、何とか経営の健全化ができるのかなという感じがあります。いずれにしても、一般会計からの繰出金は一定のルールで負担

することになっていますから、これは増高の一途という形になりますので、これは大変な話だと思いますけれども、私どものレベルではコメントはできないのかなと思います。

三位一体改革の部分については、目指すべきところは地方が求めていることだと思います。ただ、実態としてそれが国の財務省が思うのと、地方が目指すところに結果的に錯誤が生じているのではないかと思います。いわゆる国のスタンダードを地方に押し付けない、自由にお金を使えるという部分の中では、地方分権から考えて非常にいいことなのでしょうけれども、結果的に補助金を削減されたのが保育所の運営費であります。来年は生活保護費ですというような話が出てきています。これは筋が違うのではないかというのが地方の意見なんです。ですから、そういった部分は平成17年度はどうなるのか分かりませんが、生活保護費も動いていることからすると、さっき言ったそこに齟齬があると言うか、その齟齬さえ修復すれば、地方とすれば目指すべき財源は減っても、国の基準を押し付けられないという部分の中では、目指すべきところなのかも分かりません。これは私のコメントではありますが、そういうのが地方の大方の意見だと思います。

委員

特別会計に繰り入れる場合、例えば国民健康保険など、国の法律で定められた繰入金の割合にプラスして一般人の保険料の上限を下げたあげようとかの政策的目的のプラスアルファもありますよね。国の定めている部分については仕方ありませんが、プラスアルファの部分については北広島市民が選択する問題であって、難しい問題であると思うんですけれども、その辺はどの程度あるのでしょうか。

事務局

意図的に国民健康保険にお金を出している部分として、通常、国民健康保険でやるのであれば、国民健康保険の給付者が対象となる保険事業です。全市民対象にして、あえて国民健康保険会計でやっている保険事業もやっています。

それと国の特別会計に対する繰り出しで一定の考えは持ちます。その考えを持った部分については、財源手当をするというか、こういうところで見えてありますよというような表現でやっています。今後どうするのかという部分では、やはりこれを減らしていければいいのというのが本音であります。ただ、国民健康保険の税もかなり高い税負担になっているので、一気には行かないのかなということです。老人と介護については、全くルールが決まっています、ここに裁量権はほとんどありません。ルール通りの繰り出しという状況です。

下水道については、ルールがありますけれども、北広島市の下水道料金をどの程度にするのかという下水道の経営審議会の意見もあって、汚水は利用者で、雨水は税金でというのが一般的な考え方ですが、汚水のうち一部を一般会計から繰り出しをしているというのも現状であります。これは徐々に解消をしようという形で、汚水は料金で雨水は税金で負

担することを原則に、今、段階的に見直しを行っている形です。

委員長

介護保険は本来、道と市町村が同じ割合ですが、これはやはりかなり違いますよね。この場合はどういうことになるんですか。道が2億7,905万円、北広島市が3億4,000円になっていますよね。

事務局

これは北広島市の繰入金のうち、保険給付の介護報酬に関わる部分については、8分の1で12.5%が市町村の持ち出しになっています。それと、北広島市の持ち出しとしてあるのは事務費で、事務費は介護の保険料に添加できないものです。それで平成15年までは、三位一体改革で廃止された介護保険の事務費の交付金が1,550万円ほどあったんですが、これが無くなったものですから全額一般会計からの繰入金になったところ。ちょうど2億9,700万円に事務費の6,500万円を足すと、この3億4,600万円くらいになります。

事務局

道の負担金と北広島市の負担金12.5%ですので、これについては基本的に同じです。一般財源で繰り入れしている部分は、事務経費でやっている部分が北広島市の負担としてあるということの差でございます。

委員長

分かりました。

委員

この委員会の一番最初の時に、今後の財源不足として毎年5～7億円の財源不足が生ずるという説明を受けたんですが、平成16年度予算で行くと、それはどれくらいに変化しているんですか。

事務局

大雑把な話で恐縮なんですけれども、当初、予算編成の時は交付税も若干減るだろうということで、4億円の財源不足の推定で始まったんです。4億円のうち2億円は枠配分によって、各部局でいろんな見直しによるものです。

また今年度は黒字の見込みが立ちましたから、前年度の繰越金を当初予算に入れることにし、基金の取り崩しは最終的には、1億円くらいはやむを得ないだろうかという状況で、義務教育整備基金を1億円くらい想定して、当初は不足分を4億円で考えていました。し

かし地方交付税の関係も含めた地方財政計画が出た時に、さらに不足額が3億円と判明しました。先ほど説明から漏れていたんですけれども、一部、北広島市の土地開発基金という、そこで土地を買って10年で償還をしているものがあるんです。そこに毎年5,000万円ずつ同じ基金の中に、お金を返しているのを1年間ずつ繰り延べすることにしました。歳入全体を各部局に再度お願いをし、あと残った部分については、減債基金の1億円と義務教育整備基金をさらに1億円取り崩した形で、結果的に基金で3億円、繰越金等で約2億円そして、各部局の見直しで2億円という7億円を最終的には何とか切り詰めをしたという形であります。ですから、結果的には基金がなければ、予算編成が非常に厳しい状況にならざるを得ないということです。

委員長

あとどうでしょうか。よろしいでしょうか。そういうことで、予算案についての報告を終わらせていただいて、続いて職員アンケートについてお願いしたいと思います。

〔事務局から職員アンケートの結果報告書の説明は省略〕

委員長

それでは、みなさんの方で見て質問がございましたら、出していただきたいと思います。

面白いですね。例えば10ページの「財政に関すること(経費削減のこと)」でも、財政難だからお金を一杯使ったら方がいいような議論もあるんですね。大型公園を作った方がいいというような意見とか、一般にはどちらかというコスト意識が強いです。「市職員は仕事に積極的であると思いますか。」「人による」とか多いですね。個人差があるんでしょうか。

少し見て、何か質問があったら出してください。

委員

85ページの問39なんですが、「財源確保についてお伺いします。」と言って、選択肢が書いてあるんですけれども、新しい税金を作ることに賛成しますとか反対であるというような職員アンケートはないんですか。これは税金だったらこの3つのどれかということですか。

委員長

そうですね。3択で1つだけ選べというんですから。

委員

新税を創設するのに賛成するとか反対するとかはないんですね。

事務局

ないですね。 で「独自の新税創設」だけで聞いていますので。意見では新税創設には反対だという意見がありました。

委員

「独自の新税創設」自体少ないですね。

事務局

数的には少ないですね。

事務局

全体を聞いているわけではないですけども、39の4でその範囲を聞いています。

事務局

この部分は個別的なことに入っていますが、財政健全化チームからも是非こういうアンケートをやってみたいという話があったものですから。全体のアンケートの形からいうと、ここだけが具体的な項目になっています。

事務局

これは当初、職員全員参加の中で行政改革を進めようという意識で、アンケートに取り組みました。今、各チームで具体的な改革の方向について検討する中で、各チーム毎に各論のアンケートも行っています。今、各委員が言われましたように、新税とか財源対策で各推進チームが、どういった形で最終的にまとめようか。みなさんの知恵を貸してくださいという形で部会の別なアンケートもいくつか行っています。

当初のスタートの時に、広がり過ぎていたということもあり、正直なところこれほど意見が一杯出てくることまでは想定できなかったものですから、少し実施方法が甘かった部分もあるんです。

事務局

細かくアンケートをやり過ぎたというのが反省点です。

委員長

なるほど。すごい時間もかかって、まとめるのも大変でしたね。

事務局

過大な労働力を要してここまでやるのはどうだったのかと今、強い反省をしております。

委員長

それでは、この件についてはこの辺でよろしいでしょうか。

事務局

また、この分につきましてはご覧いただけることがあると思うんです。これに基づきまして推進チームでいろいろ検討を進めることになってございますので、そういった中でフィードバックさせていただくということで考えております。

委員長

続いて報告事項の3点目で「政策評価の結果報告」です。では、お願いします。

〔事務局からの政策評価の報告の説明は省略〕

委員長

まず、見方についてのご説明をいただきました。委員のみなさんにパッと見ていただいて、それから何か質問がございましたら。

事務局

予算と合っていないものもいくつかあります。あえて予算に合わせようということではなくて、あまり意識しないでやっているの、あえて合っていないものが何個かあるということです。

事務局

政策評価につきましても、実は今年から本格的にやり始めた部分がございます、決してまだ完全な形にはなっておりません。システム上でいろいろと改善等のご指摘等もいただきながら、さらに制度そのものをいいものに仕上げて行きたいと思っておりますので、もしお気づきの点がありましたら、是非ご指摘をいただきたいと思います。

委員長

それでは、また質問が出るかもしれませんので、先にもう一枚の評価調書をちょっと説明をいただければ。

〔事務局からの説明は省略〕

委員長

はい。どうもありがとうございました。新規の方はいいですか。見本が同じだからいい

でしょうか。やはり一次判定、二次判定ですれているケースが多いですね。

この資料と先ほどの資料と併せて何かありましたらどうぞ。

委員

新規の部分ですけれども、例えば市長の公約に関わる新規事業とかができた場合は、ど
ういう処理をするんですか。これは事務的に実施するしないを決めてしまうんですか。

事務局

そうです。

委員

市長はその公約を掲げて、当選してきたということですからね。それを事務方が一方的
に良い悪いを決めてしまっているのかなという気がするんですけれども。

事務局

最終的な判断はこの評価とは別に首長ができます。ですから予算が必ずしも一致してい
ない場合もあります。

委員長

事務方は事務方で一つの基準に従って行く。ただ、市長が公約で違うということになれば、それは市長と事務方でよく話し合っていたということですね。

事務局

場合によっては、中身を少し変えたいからということも出てくるかもしれないですね。

事務局

私どもでも実はこの評価をやるに当たって、事務内部でも市長の公約の部分との折り合
いを相当議論いたしました。先ほども説明申し上げましたけれども、結果的にはその評価
を最終的に決定する人を誰にするかという部分で、その辺の積み上げをしましょうとい
うことです。評価そのものは行政改革本部で、助役を本部長としておりますので、助役を
もって最終的には評価を事務的なレベルで整理するということをしております。

実際その事業に取り組むかどうかということは、そういったことを含めて総合的な観点
から市長が政治的に業務に対して、どう取り組んでいくかということについての判断をす
るという整理をさせていただいているところでございます。

事務局

今、たまたま行政改革の中でやっていますけれども、将来的に行政改革の中でやるのか、評価委員会を作ってやるのかについては、とりあえず軌道に乗るまでは組織がいくつあっても大変なので、行政改革の中で今やっているところです。

委員長

どうでしょうか。小山さん、何かありますか。

委員

個別に見ていると、質問しにくいというか。非常によく書けていますよね。

委員長

分かりやすく整理されていますよね。

事務局

実際全部ご覧いただければ、かなり書く人それから部局によって、このようなばらつきが相当あると思います。あまりにも量が膨大なので、本当はみなさん方にもお渡ししてご覧いただければいいんですけれども、北広島市のホームページにも載せますので、もしよろしければ、そちらの方をご覧いただきたいということで、資料は割愛させていただいておりますので、誠に申し訳ありませんがご了承いただきたいと思います。

委員

大学もそうなんですけれども、派手に情報公開すると問題があります。だから、公開する時はもうちょっと曖昧にしておかないと、担当の人にすれば非常に憤慨する可能性があります。情報公開は難しいのではないかと思います。委員会で見ると、非常にはっきりしていいんですけれども。何かものの判断に対して妥当性がないとか書かれてしまうのは、どうかと思います。むしろ、曖昧にしておいた方がいいと思います。何でもストレートに情報公開をしてしまうと、難しい立場に追いやられるのではないかという感じがします。すべてのインターネットを見ると、どこか逃げ道を作っているというか、あまりはっきり書いていないと思うんですよね。

事務局

評価そのものは委員がおっしゃられたように、行政が行政なりにいろんな情報を総合的に集約した中で、いろんな施策に対応しているわけでありましてけれども、それはやはりあくまでも行政内部の判断で基づいてやっていることです。それはもちろん議会の議論も踏まえてですけれども。その時市民の介在ということが、今まではなかなかされてない

部分も相当多いんです。まず、行政がやってきたことに対して詳らかに情報を公開する中で、市民にもいろんな意見をいただいて、行政、議会、市民三者で1つの情報ツールとして、いろんな議論をしていく中で、新しい良い物を作っていく。もし改善改革が必要であれば、その見直しをしていく。先ほど事務局からありましたけれども、われわれの判断がもし正しくないということであれば、将来的には政策評価そのものは走り出したばかりで、まだ内部的に十分こなれてはおりませんので、もう少し職員の評価に対するレベルが上がった段階で、第三者評価というものを作って、その中で議論を深めていきたいということも考えております。当面はかなりご批判を浴びる部分もあるかもしれませんが、その辺はやむを得ないのかなということ、公表という形で考えておりますけれども。

委員長

議会などで行政改革の委員会を作るという動きもあるみたいですし、いずれは議会とキャッチボールが必要になってくるようになると思うんです。そのためにも事前にある程度の公開をしておかないとならないですね。やはり一番資料を持っているのは行政ですから。そういう面言えば、行政が公開をかなりしていかないとならないのかなと思うんです。

委員

公開の仕方はなかなか難しいと思うんです。情報公開といって100%出してしまうのではなく、隠すところは隠しておかないと。

事務局

施策評価の部分に関して言えば、先進地でやっている部分のほとんどの公表はもう一つの流れになっています。

事務局

公開条例も原則公開となっておりますので。これは作る時点で公開を前提に作られていますから、そういう意味では公開をして、自由に意見をいただこうというような考えです。

委員長

あとどうでしょうか。それでは、ここで少し10分くらい休憩を取りましょう。

再 開

委員長

協議事項の「行財政構造改革の方向性について」ということで、ページを開いていただきますと、3ページに「市民参加・協働に関すること」、5ページに「財政健全化に関すること」、7ページに「行政運営システムに関すること」と、ほぼ3つに分けられます。それ

で今日は、事務局で今まで各委員が喋ったことなどをまとめたものがございます。これを読み上げていただいて、今日は、報告に時間がかかりましたので、時間の関係で「市民参加・協働に関すること」についてのみやっていきたい。「財政健全化に関すること」、「行政運営システムに関すること」は3月にやるというようにしたいと思います。それでは事務局からお願いします。

事務局

まずは2ページの「行財政構造改革の方向性について」について簡単にご説明させていただきます。

読んでいただければ、分かると思うんですけども、行財政構造改革の関係につきましては、これまでに5回委員会を開催してまいりました。その中でいろいろな助言・提言をいただけてきました。先般、平成16年度予算の編成が終了いたしまして、その内容を公表したところでございます。平成16年度予算の編成の中では、厳しい財政状況ということと、これまでの改革の検討を結構踏まえまして、直ちに組み入れるものについては、一部見直しを行い予算への反映を図ってきました。

今後におきましても、さらに財政環境は厳しさが増すということでございます。このため引き続き行財政構造改革の部分では強力で押し進めることが必要ではないかということから、平成16年度以降につきましても具体的に改革改善の取り組みを進めなければなりません。その部分の指針としたいこともありまして、どのような視点で検討を進めていくことが必要なのか、委員の先生方に忌憚のない意見をいただいて、今後の参考にしていきたいと考えております。

次に3ページでございますけれども、「行財政構造改革の推進方針における重点項目」ということで、1点目の「市民参加・協働に関すること」は、方針の中で述べていることをこの中に記載しています。これにつきましては、後ほど議論する時の参考にさせていただきたいと思います。

「これまでの委員会での主な意見」という部分は、全ての意見を網羅しているものではありませんが、先生方の中で特に基本的にこのような見直し、改革が必要ではないかという意見性の強いものにつきまして、私どもで議事録をもう一度見直しをいたしまして、その中でピックアップをさせていただきました。一つ目の「市民が今のように非常に幸せで、市には何も言わなくても、一定の税金を払っていると、ある一定の公共サービスが受けられるから、市民参加の議論があまり進まないというよりは、これから5年、10年を見据えて、修羅場がくることを考えて、修羅場がきた時に本当にどう市民参加が必要かというような、ある程度、修羅場を考慮して作成していった方が、案としては長期的には生きてくるのではないか」これは、協働参加の部分でございます。それから「今は、政策創造型というか、市民参加型の市民活動が出てきている。だから、行政は、やはりそういった市民活動と議論もしていかなければならないし、また、対等に向き合っていない

といけないという政策の中で、それを大いに生かしていかなければならない。そういう流れの中でももちろん財政再建というのも、大事な視点であるが、おそらくそれだけではないような問題がそこには相当ある」それから、NPOに関係がございしますが、「NPOに委託する時に、行政の側がどうも安上がりでという意識が強い。すごくいい仕事をやっているNPOがあって、行政がやる仕事よりはNPOの方がはるかにいい仕事ができる、だから委託するというのならいいが。何だかよく分からないNPOに委託して、行政コストが浮きましたという話になってしまうと、市民サービスのどのようなのかがということが時々ある。政策効果がNPOに委託することによって発揮できるような局面をやはりもう一方で見なければならぬし、コスト論だけでは行かない部分があるのではないか」。これは意見をそのまま書いておりますので、ご説明しづらい部分がございましたけれども、このように抜き出しで意見を掲載させていただいております。これが、市民参加・協働に関する部分でございます。

委員長

それでは、今日は「市民参加・協働に関すること」に限って議論をしていきたいと思っております。財政健全化、あるいは行政運営システムは次回ということで。

今までに、今、読み上げていただいたような意見が出ているわけなんですけど、どうでしょうか。市民参加・協働に関することにつきまして、みなさんから忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

委員長

今、市町村の社会福祉協議会のみなさんとお話をするんですけども、北広島市と社会福祉協議会の関係はわからないんですけども、最近、社会福祉協議会の人が言うのは、社会福祉協議会で事業をやって、介護保険で黒字が出ている。黒字が出ると、本来ですと、地域福祉推進事業などに関しては、自治体から運営費の補助を行っていた。すると、介護保険の事業収入が結構苦労しているんだから、それで少し賄ってくれというような話が結構来るんだということです。自治体の財政が苦しいのは分かるんだけど、それはまた少し違うのではないかと。介護保険の事業処理の黒字が出れば、それでホームヘルパーの待遇改善などに少し使っていけば、結果的にサービスの向上になっていくんだと。だから、介護保険事業をやっている部分と、地域福祉推進とか社会福祉協議会本来の行政と一体となっていて、やっていくような仕事は分けなければいけないんだけど、段々そうでなくなってきているんだというようなことを一部の市の社会福祉協議会の人が言うんです。だから、非常にそういったような問題も、社会福祉協議会だけの問題ではなくて、NPOについても同じようなことが言えると思うんです。

事務局

もしよければ、今、検討班の中でどんな状況で議論しているのか、ご参考までに部会から説明させていただきます。その方が議論しやすいと思います。

委員長

そうですね。お願いします。

事務局

市民参加・協働部会を担当しております。まず課題の受け止め方ですけれども、1番目に出ている部分については、従来「いい行政とは何か。」という問いに対して、市民のニーズを先取りして、市民から何にも苦情が出ないようにする行政が、いい行政だというふうに一般的な認識で仕事をしていたというのは、行政マンの一つのあり方だったのかなと。今まではどちらかと言えば金があったので、そのような行政ができた部分があったんですけども、今後は金のあるなしに関わらず、市民ニーズが行政にとって課題として受け止めなければならないものなのかどうかということ、明確に意識していかなければならない時代ではないだろうか。その上に立って、やるべきことをやっていくといった受け止め方をしていかなければならないのではないかとということで、1番目の意見については、そういう方向性を含んでいるのではないかと受け止め方をさせていただいております。

それから2番目につきましては、これは政策創造型というか、市民参加型などいろいろ出ておりますが、実体論で言いますと、今まで中央統制型で進めてきた行政がこの数年、地域住民ニーズが多様化した中で、中央自体が地域の状況を把握しきれない。地域に合ったような施策を打ち出せなくなってきたので、地域の自治体に対して独自性を持って、もっとやりなさいというような言い方をしてきた。時代と地域に合った部分を打ち出していくというのが、非常に難しくなっている。そういう部分で言えば、やはり市民のいろんな知恵や要求を積極的に取り込む中で、そういう部分を施策反映の中に意識をしていかなければならないのではないだろうかという捉え方です。

それから3番目のNPOについては、今の一つのブームという背景もありますけれども、市民のいろんな活動の部分をきちんと分析をして、NPOの目的や内容が本当に地域の生活を豊かにしていくかどうかという部分での連携などを十分にチェックしていかなければならない。株式会社の目先の聞くところは会社の中にNPOを作っている。NPOが行政から委託業務を受けるというような会社もNPOにはある。すべてをNPOということではなくて、やはり内容を吟味した中で、連携を取っていくべきNPOの事業内容というものを精査した中で、仕事をきちんとやっていかなければならないということがあります。それからもう一つは、委託という単語でまとまっていますけれども、委託だけではなくて市民営化といいますか、市民が市民自身で行政の仕事だと思っていたことを市民自身が仕事をしていくというような、行政が今までやっていた仕事を委託ではなくて、再配分を考えて

いくということも必要性のある提言ではないか。

このような受け止め方も行政側では議論されてきた経過があります。それを掲げた中で今、なぜ市民参加なのかということで行政と市民の役割分担という部分が自立と主体化という部分をきちんと自分達なりに解釈していかないと、本来の意味の市民参加の部分が出てこないのではないかと。行政サービスというものがどういうものかということ、自己選択によって自己実現や自己責任という部分をはっきりさせる過程が必要なのではないだろうか。それから事務事業などについては、先ほどいろいろご意見ある部分を踏まえてはいるつもりですが、情報というものをきちんと共有していかないと、そういう部分も同じスタート台に立てないのではないのかということです。

このような部分を議論してきております。班としては大きく2つに分かれまして、1つは事例的な部分で言いますと、石狩市がいわゆる行政自身を規範する中での市民参加を担保していくというような条例の部分での捉え方と西東京市辺りを参考にさせていただくと、条例を作ること自体に市民がどんどん参加して、こういう市民参加の条例は本当にいいのかという議論とか、いろいろあります。この方向性2つをそれぞれ班ごとに分けまして、そのいい点、欠点を分析してみようじゃないかというような作業をしております。その中で片方の班では行政主導よる場合は、行政の都合のいい部分だけを現してしまうのではないだろうかという懸念も職員間では話が出ております。また、行政自身に規範という制度は必要だけれども、実務上では大変なボリュームが出てくるんです。そうなれば、情報を共有するために実務上何人工も必要になる。例えば、会議一つやったとしても会議録を作って、ホームページに載せてそれについて意見を求める。時間もかかるし、それに関わる手間は相当な手間がかかるのではないかと。それをやり続けるということは、行政コスト的に本当に意味があるのだろうかという疑問も出ております。それから本市を実際に振り返った時に、事実上各セクションでは相当な市民参加を実際にはやられている。個別の事業の中で市民参加をやられていない部分を拾い出すのが難しいぐらい、実際には北広島市はやられているのではないかと。ある意味で、市民参加では非常に先進的なまちではないかという部分ですね。他にもいろんな具体的な事例はありますけれども、そういう職員間の議論の中で、出てきている。以上ですが、また何かあれば、その都度出てきた時点でご説明申し上げたいと思います。

委員長

どうもありがとうございました。われわれの大学でも行政学の先生が中心になって、市民参加や協働とは一体どういうことなんだと。するとやはり行政学の先生同士の間でも、結構議論が分かれるんです。おそらく自治体あるいは、市民の間でもなかなか結論が出にくい問題だと思います。みんなは協働という言葉を使うんだけど、行政と市民の協働というんだけど、大枠としてはいいんでしょうけれども、個別具体的に行くと、そう簡単にまとまる話ではない。そういう難しさはあるんです。どういう整理の仕方がいいで

しょうか。みなさんの考え方はどうでしょうか。

委員

経済学でというか、普通に考えれば、市民参加と協働は何のためにあるかという、どういう公共サービスを提供するかを決定するのが市民参加であり、協働である。そしてその時に必要なのは、それなりに市民に税金を払ってもらうことです。それはどういう形で考えるかという、例えば独自の税金を長期的には10年後、20年後には取る形にならざるを得ないだろう。あるいは将来5年くらいで、体育館の使用料などいろいろな使用料をしっかりといただく。要するに、ある程度お金を払って初めて、本当に必要かどうかというのを判断してもらうことが市民参加である。つまり、市民が本当に（行政サービスが）いるのかいないのか。さっきの評価は、北広島市が市民にアナウンスをしたが、市民はそうとは思わない。そうすると逆に、そうではなくて私達はお金を払ってでもこれをやってもらいたいんだというようなことがフィードバックしてきて、最終的に両者の間で折り合って公共サービスを決定する。それが市民参加と協働である。見失ってはいけないのは、そこにあるのは市民には独自にそれなりのお金を払ってもらう。つまりプライスがあってそこで、いいメニューかメニューではないか、高過ぎるとか、こんなものはいないとか、やはりやってもらいたいとか、そういう価格付けをする。為政がなかったら、いくらでもかっこいいことは言えます。始めからお金がないんだったら、福祉は山のようにやってくださいとか、いろいろなサービスをどんどんやってくださいとか空想的な話になってしまうので、あくまでもお金を払ってその代わりにこういうメニューを作ってもらいたい。一番優先度の高い良い公共サービスを選択していけば、経済学的な発想だとそれが市民参加、協働という感じがします。

先ほどの例はそういう中で、本当の市から住民に対する一つのメッセージに過ぎなくて、逆に言うとこれからが住民がインターネットで反論を書いてきて、そしてもっとお金を出すから、こういうものをやって欲しいという独自の案が出れば、地方分権の一つが市民参加、協働であるけれども同時にお金を払ってもらうと。一番言いにくいことをはっきりさせておかないと、そこを忘れてしまうといけないという感じがするんです。

委員長

ただ公的サービスは必ずしもお金がいつでもついて回るんでしょうか。

委員

もちろんそうです。だから完全に税金で賄う範疇があると思うんです。公共施設などある程度使用料を取って、貯めていかないとこの辺は受益者負担で取れるものは、しっかり受益者負担で取った方が。

委員長

そうですね。ただ、政策的に例えば無料というのも一つの手段としてはあるんですよね。

委員

タダより高いものはない。それは結局、北広島市民が選択する問題だと思うんです。やはりこれはタダでやってもらいたいというのと、予算があって情報公開でこのお金はこれだけだと、これは多少お金がかかってもやってもらいたいというのと、これはタダでやってもらいたい。そのようなことを選択することは市民参加だと思うんです。

委員長

受益者負担は相当高いものにするのか、低いものにするのかというのも当然あります。

委員

今までは完全に規制を国が決めていて、こうなさい、ああなさいと言っていたものが徐々に自由財源の中で地方分権の中で選択できるようになった場合、どのように仕事を選んでいくか。まさに市民参加、協働というのは、これは全体に関わってくる根本的なものだと思います。

事務局

それとあと一点。先ほど政策評価と首長の権限、いわゆる意思決定の部分というのは、ある程度整理される部分だろう。ただ、今出ていた部分で言うと、議会との関係については、整理しきれないというのが、経過の中では、引き続き出ているんです。いろんな文献は読みますけれども、なかなかすっきり整理できないということは、ずっと残っています。

委員長

パークゴルフ場などは、私は受益者負担などで利用料を取った方がいいと思うんですけれども。結構、北海道内のいろんな自治体に行くと、無料から有料にするとすると議会がもめるという経過がやはりあるんです。受益者負担の問題だとか、議会の問題というのも一つ出てきますよね。市民参加という時、そういう利用料をどうするかというのも、市民がどう選択するのかという視点が必要になると思うんです。

委員

踏み絵は何かと言ったら、料金を取った時に（行政サービスが）利用されるのかどうかだと思うんです。その踏み絵を踏ませなかったら、本当に必要なのか誰も言わない。たとえば、100円でも10円でもいいんですが、小額でも払うのなら利用しないと言うのなら、そういうサービスはいらぬのかもしれないです。

委員長

難しいですよね。南幌温泉は月1回町民無料デーというのをやっているんです。これは自治体の政策判断ですよね。

委員

原則があれば、問題はないと思います。

事務局

温泉を公営や三セクで持っている所は、意外と1月1回無料券とか出せるんですよね。というのは、出すことによるコストがかからないんです。新たに今まで500円取っている所をタダにしたから、それによって減収になっているか、新たな負担を出しているかという点必ずしも、そうではない場合もあると思います。敬老パスも本当は若干のコストがかかっていますけれども、交通事業会計への繰り出しで事業を行っているところもあると思います。

委員長

ほとんどそういうことなんですよね。30億円ですから。

事務局

ですから、交通事業会計の健全化に寄与する部分で出している場合もあると思います。

委員長

だから、それが福祉予算で出るというのが、また変な話で。結局30億円近い額が交通事業会計で通っていますから。

南幌温泉は月1回無料でしょう。いろいろコストがかかるんです。その日は他町村の住民は締め出していますから。それはお金を取って入れた方がいい訳でしょう。あと、別に無料券を配っているんです。

事務局

市は高齢者の部分で温泉の入浴券を10回分、つまり500円掛ける10回の5000円が結果的には出ているという形になります。ですから、それだけ入浴券のコストがそっくりかかるということでは、公営のものを持っているか持っていないかによって違ってくると思います。

委員長

そうですね。

事務局

もう一点あったんですが、勉強する過程で、西東京市とか武蔵野市のような例で、市民ベースの活動が非常に長く、広くやられている背景があるまちとほとんど具体的な市民活動がないまちというのが、市民参加ということを想定しますと、相当ギャップがあります。

委員長

それはありますよね。

事務局

それぐらい長い時間をかけて、やっていかなければならないということを十分承知の上の発言なんですけど、現実的に今の地方の市民参加は、もう少し幅を広げたとしても実際に参加してくる人達は、団体や公募や幅を広げたとしたとしても、ある程度時間のある人に特定されてしまう。いつ市民参加を募集しても、来る人は大体似通った顔の方が多いというような繰り返し、また、本当に市民が市民参加を求めているのかと。今の時点では、リアクションが市の職員として、肌を感じられない部分もある。ただ例えば市議会にしても、公聴会にしても本来若い人に意見を聞きたいというのがあるにも関わらず、行政側も悪いんですが、日中やってしまうと事実上の対象者の意見がほとんど聞けない。つまり、夜にやっても仕事の関係とか帰って来れないとか、こういう課題をクリアしていくということは大変であるという意見もありました。どのようにやっていけば、市民参加の実を上げれるのかということは、相当厳しい課題である。事務の問題も背景にございますけれども、そういうものも結構出ております。

委員長

私は南幌町で総合計画の委員長をやったんですけれども、ワークショップやシンポジウムをやったんですけれども、やはり出てくる人は限られるんです。同じような顔ぶれになるんですよ。確かにそうなんです。だから、ある程度の長い歴史というのは必要なのかもしれません。今、急に市民参加、協働という言葉が出てきたわけなんですけれども、考えたら、武蔵野市にしても三鷹市にしても2、30年の歴史があるわけですから。やはり、平日の日中やるというのは、なかなか限られた人しか出て来れないですよ。夜は夜でまた忙しい人達がいいますから。

地方に行くと、議員がそもそも高齢化していますよね。やはり農家の方が多くて、農業は息子に譲ったので、議員になったという感じがあるわけです。

事務局

確かに今おっしゃったように、市民参加が求められる状況に社会的な風潮として、一つの流れとしてあるんですけれども、現実問題としてある程度の市民の方々は行政そのもの

は、あなた達が専門家であり、税金を払っているのでお任せするから、その中である程度やって欲しいと。職業としての文化の部分で長い歴史がありますから、私は日夜働いて他所で給料をもらって生活している。その代わりに、あなた方に税金を払うんですから、行政マンとしてプロとしてその分をお任せするので、私がやらない所をやってくださいという長い歴史がありますから、いきなりあなたが仕事を持ちながら地域に戻った時に、地域の一員としてまちづくりに参加する中で、協働や市民参加みたいな形で、一緒にやりましょうと言っても、それはなかなか切り替えができない部分があるのではないかと思います。それと、そういいながらも前も少し話しましたが、行政が今まで良かれと思って、結果的に行政が相当情報を集約して総合的に価値判断というか、市民ニーズはどちらの方に向いているかという判断は、ある程度できるようなものを持っておりますので、そういった部分の中で行政が一定の施策とかを選択しながらやってきた歴史があります。これからはやはり、そういった部分だけではなくて、もうちょっと緻密な市民ニーズに反応することが必要です。

先ほど委員がおっしゃったように、選択する部分がどれだけ市民が関与できてきたのか、もしくは計画策定の時に参加の部分で、積極的に行政が門戸を開いて、みなさんに意見を求めてきたのかという部分の中では、われわれも制度を作っているんな形でやってきておりますけれども、それが本当に現実として機能しているのかとか、現実にそういう形で動いてきたのかという部分になると、かなり疑問のある部分もありますから、まずは制度を作って、そういう流れを作っていくということが必要なのではないかというのが、私どもの考えです。

委員長

情報などが行政に集中してますから、まず情報を共有することが市民参加の前提になるんでしょう。そうしないと対等な議論にならないということなんです。だから、情報共有がやはり市民参加の並行としてあるのかなという感じがします。

それともう一つは、先ほど仕事の再配分という話が出ていたんですけれども、やはり個別課題では市民活動がかなり盛んな分野があるわけです。例えば、図書館などの読み聞かせ運動をやっているような主婦グループがいるわけですよね。するとそういった人達にむしろ図書館の業務を委託するとか、本当に図書が好きで図書館の仕事をやりたいなど、そういう人達に委託するのは非常に意味があるんです。

だから、そういう特定課題でやっている市民活動団体にむしろ委託をすれば、もちろん安上がりにはなるんでしょうけれども、それだけではなくてサービスの向上にもつながるとか。そういう形での市民参加が必要だと思うんです。図書館の仕事や図書の知識がないんだけど、NPOだから委託しようというのでは、だめだと思うんです。内発的にやっているようなグループに委託することは非常にいいんだと思うんです。

歴史的にそういう意味で言うと、社会福祉協議会みたいなのはずっと地域福祉のことを

いろいろやってきましたから。そういうところはしっかりしていますけれども、おそらく今度そういう特定課題でのNPOみたいなのが、役割を果たすのかなという感じがします。これも時間がかかります。NPOと言っても一方では、訳の分からないNPOが半分くらいでしょう。よくやっているなというものは、いつの間にか消えたりしているんです。ですから、そういう面では少し時間がかかるかもしれないです。介護NPOは、民間のホームヘルプ会社の人の方が良心的だと言っていました、それだけひどいNPOもありますから。だから、まず市民参加を促していく条件整備というか、そういうものを今回進めていくということなのではないでしょうか。それと、いろいろな特定課題でやっている市民活動について行政と仕事の再配分ができるものについてはしていく。仕事の再配分を通して、行政が今までやってきた以上にサービスも良くなりますよという感じのものがないといけないのかなと。

委員

ものすごく単純で初歩的な質問なんですけれども、市民との協働社会の実現に向けての目的を明確に説明されているかどうか。私はそこがよく分からない気がするんですけれども。どうですか。

事務局

自己選択による自己実現と自己責任の部分を市民自体が自分達で選んで、自分達で実現して、そういう形で責任を負っていくというシステムを構築していく分野があってもいいのではないかという意味での市民参加が、すごく大事な部分ではないかと受け止めております。

事務局

私の感覚は同じなんです。多分まちづくりというのは、ある意味では従来型のことで言いますと、この言い方には語弊があるかもしれませんが、行政が一方的になっている部分があると思うんです。けれどもこれからはそうではなくて、そこに住む行政の人も市民も企業もみんなが一緒になってまちづくりを進めていきたいと思いますということが、基本的な考え方だと思うんです。その時にさっき委員がおっしゃったように負担の問題とか、そういったものも含めてそれはお金で払うのか、それともみんなで手をつなぎ合って労働で対価を出していくのか。いろんなことがあるでしょうけれども、少なくとも今までは行政が専管的にやってきたまちづくりの部分、それは行政サービスを実施することも含めて、総論的にまちづくり全体については、そこに住む人達がみんなで見分ち合いながら協働してやっていきたいと思いますということが本旨ではないのかなと思います。

委員

委員がおっしゃられたのは、必要な公共サービスがどこにあるのか。市民がどこを求めているのか。それを見つけるためにやるのか、見つけた後にコストがかかってもかからなくてもやるのか。その時にコストがかかるとしたら、それを協働でやれば削減できるという流れに持っていくために、参加を求める。そういう流れもあると思うんですけども、まずこの意味をはっきりさせてもらわないと進めないと思います。というか整理ができていないような気がするんですけども。

われわれ一市民として言ったら、一応やってくれるのが一番楽ですよ。そこに興味を示すようなことがなければ、参加意識は生まれません。まちづくりと言っても、本当にわれわれのいろいろな考えを取り入れてくれて、それを実現するような、興味あるような形にしてもらわないと参加意識は出てこないと思うんです。そうすると、そういう組織、仕組みができれば、そこに参加してくるかもしれないし、意見を言うかもしれない。その辺の目的がはっきりしていないような気がするんですけども。

うまく説明することができないんですけども、市民との協働社会を実現して今のところだと、市民の力を利用するという意識とか、一緒に作り上げていくといっても、なかなか市民の方が反応しないのではないかなと思うんですが。

事務局

ですから、反応するような仕掛けを作っておかなければならないだろうということです。そして反応する仕掛けが何かと言いましたら、先ほどから先生方がおっしゃっているように行政の情報も含めてどうやってまちづくりに関する様々な情報を市民のみなさん方と分かち合うか。要するに情報を共有化しながら、その中で関心のある部分、ない部分いろいろあると思うんですけども、その部分の中で選択していただいて出てくるものをあてましょうし、もしくは必要性に迫られて、やらざるを得ないものもあるでしょう。いずれにしても、そういった情報提供ですとか参加するための土壌作りをまずやる。次にどういう形で分かち合い、協働の形のシステムを作っていくのかということ。そして最終的には、みんなでいいまちづくりのために結果として、そういう意味合いでまちづくりが進んでいくんだという形になっていくでしょう。ただ、それは一足飛びそういうことにはならないと思うんです。ですから、部分的に受益の負担の問題も第一歩ではないかなという気がするんですけども。政策評価で公表することもいいことだと私は思うんですけども。

委員

両方提供してもほとんど見ないでそのままになると思います。だから本当に目を覚まさせるなら新しい税を作るとか、あるいは公共施設などの使用料ははっきり取る。何かセンセーショナルなことを、はっきり取るということは言わないけれども、どう思いますかとアナウンスをしない限りは、それに関してフィードバックは出てこないと思うんです。

だから、例えば、新しい税金を北広島市で取るぞとか、これから公共施設などの使用料はちゃんと取りますとか。要するにはっきりアナウンスしたら、急にフィードバックしてきますよ。

委員長

難しいですね。今、道が使用料をどんどん上げていますよね。道民参加ではないんです。道民の不満だけなんです。

委員

だから、市民参加は情報を提供するだけでは生まれてきません。やはりある程度将来に対して、(仮に) こういう3つのプロジェクトがあるからどれがいいですか。と投げかけない限りは、ただ情報を流しますと言ってもうまくいかない。その代わりに、こちらの態度を例えば福祉の市を目指しますとか、あるいはこういうものに対して力を入れていく。プロセスが3つあって、あるいは負担がその分こうなると多少メニューの中に出して、どういうものかいいかみなさん考えましょうとかのアドバルーンを上げない限りは、ただ言われても全然出てきませんし。

事務局

それはそうだと思います。委員のおっしゃる通りではないでしょうか。私はいろんなものが同時並行的に進んでいかないと、それは当然そういう形にはなっていないかもしれません。ただ情報が出ているだけという話ですから。

委員

まず、主婦層は1年間に3000円取られるか、取られないかは、やはり非常に反応度が全然違うと思うんです。

事務局

だから、今回やる行政改革もそういう意味では、センセーショナルな機会にはなると思います。

委員

新税は1年間に大体3000円くらい(一般家庭の外食1回分)を目安にしようと。そうすると、どういうふうに反応するかというのが大体の目安で。巨額のお金にすると、もちろん絶対に取るわけがない。しかし、1回の外食分の税金をどういう形にするか分からないし、体育館の使用料なのか何なのか分からないけれども、何かメニューを出してははっきり問うた方がよいのではないかと。要するに取るという意味ではなくて、市民参加という

のは、所詮はお金で示さない人間は動いてくれません。

事務局

例えば、奈井江町の合併問題で情報をどんどんきちんと入れていって、何回も町と住民との間でディスカッションをやりながら、最終的に住民投票をやりますと。やはりすごく高い投票率で、その結果を一定の意志を示せば、その結果を大事にしてくれるというような保証がされている条件下では、住民はすごく真剣に議論し、自分の意志を決定していくという過程が得られたのではないかと。

例えば、料金について反対か賛成かと言われたら反対であると言うけれども、でもそう言っても取られてしまうという条件であれば、あまり真剣に議論に参加しないと。真剣に反対だといった時に、議会も首長もきちんと受け止めてくれるだろうかという部分がある程度見えないと、市民としてはそんな面倒くさいことに参加したくはない。仮に1000円くらいならいいかと。

事務局

市民に、あなたの意見は大事にされるんだということを見せていかないと、市民参加はなかなか実現していかないのかなと議論している中ではそう感じました。

委員長

今まではやはりいろんな政策でもそうだけれども、国から補助金を取ってきてそして、あとで何とかのまちづくりと名前を付けるわけです。だから、まちづくりと言うけれども、やはり国、道、市町村という縦系統の流れの中で作られているんだと。住民はほとんど参加しませんよね。今まではそういうスタイルだったと思うんです。だけど、これからは補助金も減らされていくわけですし、むしろ自治体の財政も厳しい中でやはりどういう施策がいいか選択と集中ということになっていくと思うんです。その時に、やはり住民のニーズとかそういうものをどういうふうに把握して、住民の意向を反映していくか。あるいは一時がたてば、段々市民活動が盛んになってきますから、そういったものを施策の中に取り込んでいくとか、あるいは仕事の再配分をしていくとか。そういったいろんなことが段々出てくるかと思うんです。

市民参加や協働や仕事の再配分は、そういうことだと思うんです。そのためにはこれからはしばらくかかる作業だと思うんです。だけど、そういう作業を経ないと市民参加が実質なものにはならないんだと。だから、そういうことと言うと、市民参加や協働の条件整備をやっていかないといけないということなんでしょうね。その一つがやはり情報公開なんです。行政だけが情報を握っていたものを市民の人達も行政情報を共有するということだと思うんです。

事務局

行政の権限と言いますか、法的な権能それから議会の権能。それと住民が今まで行政にあまり参加してこなかったという、実際にその参加意欲のない部分をどうやって市民参加・協働のシステムづくりという部分では、実際のところは非常に難しいと思うんです。先ほど事務担当から説明がありましたけれども、議会はどのようにするのか。市民参加を促進しなさいという一方で、市民参加をさせることによって議会の持っている力が損なうという懸念が議会側としてはある中で、分権時代の中で、議会のあり方が一方では問われる部分ではあります。だから、かなり慎重な議論というか、慎重でありながら且つ積極的にならなければならないというの、もちろんあります。これはすごく難しい問題なのかなと思っています。

事務局

私は行政改革担当として市民参加を考えるようになりました。いろいろ調べてみますと、結果的にはバブルの崩壊も一因なんです。国も分権と言っていますけれども、困っているのでみんなで考えてどういう工夫をするかという部分で、昔は家の前の側溝は自分達が掃除をしたり、ちょっとした草を刈ったり、公園のごみは町内会、部落会で拾ったりしていたんです。今は全部行政が税金でやっているんです。そうなればなるほど、協働といわれる部分から段々離れていって、このままではまずいぞということで、もともと市民が主役なところにもう一回戻そうではないかというところにあるような気がするんです。ですから、そういうふうになった時に今、市は何を考えているんだと。何をしようとしているのかという時の意思という部分も市民にしっかり伝えていき、まず行政側から裸になって分かりやすく伝えて一緒にこのいろんな問題を解決していきましょうと。そういう時に、やはりいろんなご意見を聞いてひとつの案にまとめ上げるというか一つの方向を見出していく。そこで、この部分は私達がやるからこの部分は私達の納める税金でやってくださいと。このような形に将来的になっていけば、それはベストなのかも分かりません。ただ、それは一朝一夕にできる話ではありませんから、将来を見据える方向と当面何をしていくかということを見極めていくということに、正直なところ難しさがありながら、目指していこうかという部分だと思うんです。

委員長

住民の方も今まで行政に何でもかんでもお願いをしてきたわけで、おそらくこれからはそうはいかないですね。例えば、除雪なんかでもそうです。特に札幌市とかですと、やはり必ず不満が出ます。そうすると、札幌市が除雪税みたいなものを検討するわけです。あれは若いサラリーマン層には除雪車が車庫の前に雪を置いていったという話ですよ。だけど、そういうところまで対応する必要が行政にはあるのかということになるわけです。

委員

除雪税の場合は広い道路は除雪税で、住宅街に入った場合はいわゆる協働型といって、コストを折半する。50%は札幌市が出して、残りの半分は住民が出してもらうという税です。

委員長

除雪税はどうして止めてしまったんですか。

委員

やはり市長（前札幌市長）からするとやりたくなかったのではないのでしょうか。市長は増税は嫌ですよね。

委員長

では、時間になりましたので、今日はここまでということで。どうしますか。「市民参加・協働に関すること」は、もう少し次回に煮詰めながら、「財政健全化に関すること」、「行政運営システムに関すること」まですべてやるということで。次回も3時間取ってありますよね。

事務局

そうですね。3月23日の2時から5時まで。

委員長

はい。それでは大変長い時間、ご議論いただきましてありがとうございました。また次回3月に、23日の2時から5時までもう1回やりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは今日はこの辺で。どうもありがとうございました。

<会議終了17:00>